

添付法令資料 1 :

モロッコにおける会計士の国家資格に関する 1990 年 7 月 16 日付政令第 2-89-519 号
(目次)

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 5 条)
- 第 2 章 資格及び研修 (第 6 条～第 20 条)
- 第 3 章 自己評価 (第 21 条～第 23 条)
- 第 4 章 教育委員会 (第 24 条～第 26 条)
- 第 5 章 試験委員 (第 27 条)
- 第 6 章 雑則 (第 28 条～第 30 条)

添付法令資料 2 :

韓国原発汚職防止のための原子力発電事業者等の管理・監督に関する法律 (目次)
2017 年 7 月 26 日法律第 14839 号により一部改正 同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 原子力発電事業者の安全・透明経営義務 (第 6 条ないし第 10 条)
- 第 3 章 原子力発電公共機関の協業義務 (第 11 条及び第 12 条)
- 第 4 章 原子力発電公共機関の役職員と協力業者の倫理 (第 13 条ないし第 19 条)
- 第 5 章 原子力発電公共機関に対する監督 (第 20 条ないし第 23 条)
- 第 6 章 補則 (第 24 条ないし第 29 条)
- 第 7 章 罰則 (第 30 条及び第 31 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

モンゴル国家開発銀行に関する 2017 年 2 月 10 日付モンゴル国法律（新版）（目次）
同年 4 月 1 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 7 条）
- 第 2 章 開発銀行の活動（第 8 条ないし第 17 条）
- 第 3 章 開発銀行の指導管理（第 18 条ないし第 21 条）
- 第 4 章 開発銀行についての国家機関の権限及び共同業務（第 22 条ないし第 24 条）
- 第 5 章 開発銀行の監督システム及び活動の制限（第 25 条ないし第 28 条）
- 第 6 章 財務諸表及び透明性（第 29 条及び第 30 条）
- 第 7 章 その他の規定（第 31 条及び第 32 条）

添付法令資料 4 :

公証人のための顧客識別原則の適用に関する 2017 年 5 月 5 日付
インドネシア共和国法務人権大臣規則 No.9（目次）
同年 8 月 4 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 顧客識別原則
 - 第 1 節 総則（第 2 条ないし第 5 条）
 - 第 2 節 顧客の本人確認（第 6 条ないし第 18 条）
 - 第 3 節 顧客の検証（第 19 条及び第 20 条）
 - 第 4 節 顧客取引のモニタリング（第 21 条）
- 第 3 章 取引記録及び情報システム（第 22 条及び第 23 条）
- 第 4 章 事業関係の終了（第 24 条）
- 第 5 章 第三者により既に実施された顧客識別原則（第 25 条）
- 第 6 章 情報及び／又は文書の更新（第 26 条ないし第 29 条）
- 第 7 章 行政処分（第 30 条）
- 第 8 章 雑則（第 31 条及び第 32 条）
- 第 9 章 終則（第 33 条）

添付法令資料 5 :

ベトナム技術移転法 (目次)

17.06.19 可決 法律第 07/2017/QH14 号 / 18.07.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 12 条)
- 第 2 章 投資プロジェクトの技術審査 (第 13 条ないし第 21 条)
- 第 3 章 技術移転契約 (第 22 条ないし第 34 条)
- 第 4 章 技術移転並びに科学及び技術市場の発展の奨励措置
 - 第 1 目 技術の応用及びイノベーションの促進 (第 35 条ないし第 40 条)
 - 第 2 目 科学及び技術市場の発展 (第 41 条ないし第 44 条)
 - 第 3 目 技術移転サービス (第 45 条ないし第 48 条)
 - 第 4 目 農村地区、山岳地区、海島又は困難な若しくは特別に困難な経済及び社会的条件を有する地方に対する技術移転 (第 49 条ないし第 52 条)
- 第 5 章 技術移転に関する国家管理 (第 53 条ないし第 58 条)
- 第 6 章 施行条項 (第 59 条及び第 60 条)